

お知らせ

主婦と税(パートと税)

税務課

パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となります。

パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は、町県民税がかかる場合があります。

配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に課税される所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は所得税の配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象ではない妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除は、妻のパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば、受けることができます。

ただし、夫の合計所得が1,000万円(給与収入で約1,231万円)を超えると受けることができません。

【問 合 先】税務課

税務署からのお知らせ**税を考える週間****11月11日(日)～17日(土)****テーマ「税の役割と税務署の仕事」**

皆さんに、租税の役割や税務行政に対する理解を深めていただくために、国税庁(税務署)ではさまざまな行事を実施します。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

「税を考える週間」の特集ページなど、税に関する情報が満載です。

【問 合 先】岐阜南税務署 ☎271-7111

お知らせ

**年末調整・青色申告決算説明会
開催**

税務課・岐阜南税務署

◎年末調整説明会

【日 時】11月19日(月) 午前10時～正午

【場 所】中央公民館 3階大ホール

※説明会の案内書と申告に必要な関係書類を併せて郵送しますので、当日ご持参ください。

◎青色申告決算説明会

【日 時】11月20日(火) 午後1時～3時

【場 所】岐阜南税務署 大会議室

(岐阜市加納清水町4丁目22番地の2)

※平成24年分の青色申告決算書は、確定申告書などに同封して送付されます。

※e-Taxにより申告を行った翌年には、確定申告書・青色決算書などは送付されません。

※確定申告書や青色決算書などは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)からダウンロードできます。

【問 合 先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111

お知らせ

火災警報器の電池交換

総務課

「住宅用火災警報器普及促進活動」として、平成21年度に町自主防災会協議会が配布した、住宅用火災警報器に付属されている電池の一部に、電池寿命が想定より短く、電池切れ警報を発するという事例が発生しています。

30秒に1度「ピッ」と音が鳴りましたら、次のところまでご連絡ください。業者から、代替電池が送付されます。

○配布した火災警報器の商品名

けむピー(YSA-210JP・YSA-310JP)

○連絡先 ヤマトプロテック株式会社

①午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

☎0570-080100

②①以外

☎072-361-2101

【問 合 先】総務課

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業
(笠松町許可)

産業廃棄物収集運搬処理業

岐阜市則松2丁目157番地
TEL 058-239-9921
瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030